

# あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい  
年金講座(その106)

## 年金の税金について

Q

私は女性で61歳になり、在職しながら年金を受け取っていますが、「厚生年金」と「企業年金」から源泉徴収票が届きました。確定申告をする必要があるのでしょうか？ その場合、所得税はどのような計算になるのでしょうか？

〈会社〉年収200万円、社会保険料年額14万円、源泉徴収額35,735円、扶養家族なし  
〈厚生年金〉年額100万円、源泉徴収額0円  
〈企業年金〉年額80万円、源泉徴収額61,260円

A

年金の収入は、「公的年金等に係る雑所得」として税金が課せられます。2カ所以上から収入がある場合、原則確定申告をしなければなりません。所得税は、確定申告で所得税額を確定させます。すでに、源泉徴収されている場合は、その分を差し引き精算します(下図参照)。

### 所得税の計算

①各種所得(雑所得・給与所得等)区分ごとに控除額を差し引いた後、総所得金額を算出します。

雑 所 得	公的年金等の収入 - 公的年金等控除 = 雑所得 (厚生年金+企業年金) (100万円+80万円)      82.5万円      97.5万円			給 与 所 得	給与 - 給与所得控除 = 給与所得 200万円      78万円      122万円			
	65歳未満	年齢	年金額		公的年金等控除額	給与年収	給与所得控除額	
		130万円未満	70万円				給与年収×40% ※65万円未満のときは65万円	
	65歳以上	410万円未満	年金額×25%+37.5万円		360万円以下	給与年収×30%+18万円		
		770万円未満	年金額×15%+78.5万円		660万円以下	給与年収×20%+54万円		
		770万円以上	年金額×5%+155.5万円		1,000万円以下	給与年収×10%+120万円		
		330万円未満	120万円		1,000万円超	220万円(上限)		
	410万円未満	年金額×25%+37.5万円						
	770万円未満	年金額×15%+78.5万円						
	770万円以上	年金額×5%+155.5万円						

総所得金額(雑所得+給与所得) ⇒ 97.5万円+122万円

②総所得金額から所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を行い、課税総所得金額を算出します。

総所得金額(雑所得+給与所得)	-	所得控除(基礎控除+社会保険料)	=	課税総所得金額
(97.5万円+122万円)		(38万円+14万円)		167.5万円

控除の種類等(主なもの)	控除額	
基礎控除	38万円	
配偶者控除注①	配偶者が70歳未満	13~38万円
	配偶者が70歳以上	16~48万円
扶養控除	一般(16歳以上)	38万円
	特定(19歳以上23歳未満)	63万円
	老人(70歳以上)	同居 58万円 別居 48万円

注①  
配偶者控除額は、本人(居住者)と配偶者の所得金額に応じて決定します。

※その他、生命保険料控除、社会保険料控除、障害者控除、医療費控除、雑損控除等があります。

③課税総所得金額が課税の対象となりますので、税率を乗じて所得税額を算出します。

課税総所得金額	×	税率	=	所得税額(100円未満切捨)
(167.5万円)		5%		85,500円

課税総所得金額(A)	所得税額
195万円以下	[(A) × 5%] × 102.1%
330万円以下	[(A) × 10% - 97,500円] × 102.1%
695万円以下	[(A) × 20% - 427,500円] × 102.1%
900万円以下	[(A) × 23% - 636,000円] × 102.1%
1,800万円以下	[(A) × 33% - 1,536,000円] × 102.1%
4,000万円以下	[(A) × 40% - 2,796,000円] × 102.1%
4,000万円超	[(A) × 45% - 4,796,000円] × 102.1%

〈注意〉  
年金や給与から、源泉徴収税額がある場合は、すでに納付済みなので、所得税額から源泉徴収税額を差し引きます。  
所得税額 < 源泉徴収税額 ⇒ 税金の還付があります。  
所得税額 > 源泉徴収税額 ⇒ 税金の追徴があります。  
(例題の場合)  
85,500円 < (35,735円 + 61,260円) ⇒ 11,495円(税金の還付)

### 源泉徴収について

◆下記の年金額に満たない場合は、源泉徴収されません。

年金の種類	65歳未満	65歳以上
国の年金	108万円	158万円
厚生年金基金の年金	108万円	80万円

年金額が左表に満たない場合でも、非課税ということではありません。源泉徴収が免除されるだけです。確定申告義務のある方は確定申告してください。

◆企業年金は、金額に関係なく一律7.6575%源泉徴収されます。

◆会社が発行した給与所得の源泉徴収票の源泉徴収税額は、年末調整で基礎控除等を考慮した計算結果です。